

歯科材料 01 歯科用金属
管理医療機器 歯科鑄造用ニッケル・クロム合金 JMDN70783000

ハイ：リウムⅢ

【禁忌・禁止】

ニッケル又は類似成分の合金に対して発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

1) 形状：インゴット状（6g～6.5g）

2) 成分：下表のとおり

成 分	分 量 %
ニッケル	63.9
クロム	15.1
マンガン	5.0
ニオブ	5.0
その他（モリブデン、銅、アルミニウム、コバルト、けい素）	11.0

3) 性能等

耐力（MPa）	700
伸び（%）	8
密度（g/cm ³ ）	8.1
液相点（℃）	1285
固相点（℃）	1220
ニッケル溶出（mg/cm ² ）	1.0 以下
ヤング率（GPa）	200

4) 原理：本品を加熱溶解し、鑄型に鑄込んで所定の形状に成形し、歯科修復物、補綴物又は装置を作製する。

【使用目的又は効果】

歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いる。

**【使用方法等】

1. 鑄型の作製

金属床、バー、クラスプ等の形態にワックスパターンを作製し、リン酸塩系埋没材を使用し、埋没後、通法に従い焼却する。

2. 鑄造

各鑄造機の取扱説明書に従って、鑄造作業を行う。

3. 割り出し

鑄造を行った鑄造リングを室温になるまで徐冷し、これを木槌等で叩いて埋没材を粉砕し、鑄造体（本品）を取り出す。

4. 研削・研磨

通法により研削・研磨を行い、表面を仕上げる。

5. ろう着

通法に従ってろう着する。

〔使用方法に関連する使用上の注意〕

（1）鑄造時の火力不足/過剰により、本合金が溶解できない/オーバーヒートすることがあるため、各鑄造機の取扱説明書に従うこと。

（2）埋没材の使用方法及びワックス焼却は、各々の添付文書等に従うこと。

（3）本合金を再溶解する場合には、サンドブラスター等で埋没材、酸化膜を完全に取り除くこと。またクラック及び割れが発生することがあるため、新しい合金を等量以上加えて溶解すること。

（4）クラック及び割れが発生することがあるため、他の合金と混用しないこと。

（5）歯科用フラックスを使用する場合には、その説明書に表示してある使用上の注意事項を守ること。

（6）カー式ルツボを使用する際は、バーナーを近づけ過ぎないようにすること。

（7）推奨するろう材及びろう付方法
「Ni-Cr ソルダー（承認番号：21400BZZ00367A01）」及び添付のフラックス等であらう着、修理してください。
（8）キャスコムシリーズでは鑄造できません。キャスコムシリーズでは、ハイ：リウムⅢではなく、ハイ：リウムをご使用ください。

**【使用上の注意】

（1）重要な基本的注意

- ①本合金の鑄造設備付近には、局所排気装置、換気扇などを設けて、密閉した部屋での作業を避け、鑄造により発生する粉塵及び蒸気を吸入しないこと。
- ②本合金の研磨作業などの際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
- ③熔湯の飛散による火傷・熱傷が生じることがあるため、保護めがねを着用すること。
- ④本合金は、記載の用途以外には使用しないこと。
- ⑤本合金は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。
- ⑥本品の使用により発疹、皮膚炎などの過敏症状が現れた患者には、使用を中止し、医師の診断を受けさせること。

（2）不具合・有害事象

有害事象

掌跖膿疱症、扁平苔癬、皮膚炎などの歯科金属疹(遅発性金属アレルギー疾患)を発症することがあります。

**【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【包装】

質量：300g/箱、1kg/箱

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元：デンケン・ハイデンタル株式会社

住 所：〒601-8356

京都府京都市南区吉祥院石原京道町 24 番地 3

電 話 番 号：075-672-2118

製 造 元：デンケン・ハイデンタル株式会社